

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 石川県白山市福留町 370 番地
(名 称) 株式会社ウイルコホールディングス
(法人番号 7220001008889)

上記被審人に対する令和7年度(判)第25号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2700万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和8年4月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和8年2月25日

金融庁長官 伊藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、石川県白山市福留町370番地に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、固定資産の減損損失の過少計上のほか、被審人の連結子会社と共に、売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、北陸財務局長に対し、下表の番号1から14までのとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和3年 1月29日	第42期（令和元年11月1日～令和2年10月31日）に係る有価証券報告書	令和元年11月1日～令和2年10月31日の連結会計年度	連結 損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲2,089百万円であるところを ▲28百万円と記載	固定資産の減損損失、売上原価並びに販売費及び一般管理費の過少計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が3,503百万円であるところを 5,565百万円と記載	
2	令和3年 3月16日	第43期第1四半期（令和2年11月1日～令和3年1月31日）に係る四半期報告書	令和2年11月1日～令和3年1月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が3,477百万円であるところを 5,547百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上
3	令和3年 6月14日	第43期第2四半期（令和3年2月1日～同年4月30日）に係る四半期報告書	令和3年2月1日～同年4月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が3,697百万円であるところを 5,764百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上

4	令和3年 9月14日	第43期第3四半期(令和3年5月1日～同年7月31日)に係る四半期報告書	令和3年5月1日～同年7月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,615百万円であるところを 5,674百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上
5	令和4年 1月28日	第43期(令和2年11月1日～令和3年10月31日)に係る有価証券報告書	令和2年11月1日～令和3年10月31日の連結会計年度	連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,710百万円であるところを 5,754百万円と記載	当期前の固定資産の減損損失の過少計上
6	令和4年 3月15日	第44期第1四半期(令和3年11月1日～令和4年1月31日)に係る四半期報告書	令和3年11月1日～令和4年1月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 3,750百万円であるところを 5,742百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上
7	令和4年 6月14日	第44期第2四半期(令和4年2月1日～同年4月30日)に係る四半期報告書	令和4年2月1日～同年4月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,015百万円であるところを 5,925百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上
8	令和4年 9月13日	第44期第3四半期(令和4年5月1日～同年7月31日)に係る四半期報告書	令和4年5月1日～同年7月31日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,087百万円であるところを 5,949百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上
9	令和5年 1月27日	第44期(令和3年11月1日～令和4年10月31日)に係る有価証券報告書	令和3年11月1日～令和4年10月31日の連結会計年度	連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,169百万円であるところを 5,999百万円と記載	当期前の固定資産の減損損失の過少計上
10	令和5年 3月14日	第45期第1四半期(令和4年11月1日～令和5年1月31日)に係る四半期報告書	令和4年11月1日～令和5年1月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,208百万円であるところを 5,983百万円と記載	当四半期前の固定資産の減損損失の過少計上

11	令和5年 6月13日	第45期第2四半 期(令和5年2月 1日～同年4月 30日)に係る四半 期報告書	令和5年2月 1日～同年4 月30日の第2 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,351百万円であると ころを 6,069百万円と記載	当四半期前 の固定資産 の減損損失 の過少計上
12	令和5年 9月13日	第45期第3四半 期(令和5年5月 1日～同年7月 31日)に係る四半 期報告書	令和5年5月 1日～同年7 月31日の第3 四半期連結会 計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,517百万円であると ころを 6,179百万円と記載	当四半期前 の固定資産 の減損損失 の過少計上
13	令和6年 1月29日	第45期(令和4 年11月1日～令 和5年10月31 日)に係る有価証 券報告書	令和4年11月 1日～令和5 年10月31日の 連結会計年度	連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,298百万円であると ころを 5,897百万円と記載	当期前の固 定資産の減 損損失の過 少計上
14	令和6年 3月13日	第46期第1四半 期(令和5年11月 1日～令和6年 1月31日)に係 る四半期報告書	令和5年11月 1日～令和6 年1月31日の 第1四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 4,354百万円であると ころを 5,905百万円と記載	当四半期前 の固定資産 の減損損失 の過少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表の番号2、同3、同4、同6、同7、同8、同10、同11及び同12の各事実につき

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表の番号5、同9及び同13の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、旧金融商品取引法第185条の7第6項

表の番号14の事実につき

旧金融商品取引法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第42期事業年度（令和元年11月1日から令和2年10月31日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額217,844円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号2、同3、同4及び同5の各事実につき

法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第43期事業年度（令和2年11月1日から令和3年10月31日まで）第1四半期（令和2年11月1日から令和3年1月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第43期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和3年2月1日から同年4月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第43期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和3年5月1日から同年7月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第43期第3四半期報

告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第43期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「第43期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第43期第1四半期報告書	224,464円
第43期第2四半期報告書	255,870円
第43期第3四半期報告書	310,275円
第43期有価証券報告書	265,725円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第43期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第43期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第43期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第43期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第43期第1四半期報告書、第43期第2四半期報告書、第43期第3四半期報告書及び第43期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第43期事業年度)に係るものであることから、旧金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を第43期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第43期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第43期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第43期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 1,200,000 \text{円}$$

第43期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=2,400,000 円

となる。

表の番号6、同7、同8及び同9の各事実につき

法第172条の4第1項及び旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定により、被審人の第44期事業年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）第1四半期（令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第44期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和4年2月1日から同年4月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第44期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和4年5月1日から同年7月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第44期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第44期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第44期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第44期第1四半期報告書	231,827 円
第44期第2四半期報告書	224,378 円
第44期第3四半期報告書	215,053 円
第44期有価証券報告書	219,950 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第44期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第44期第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第44期第3四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第44期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第44期第1四半期報告書、第44期第2四半期報告書、第44期第3四半期報告書及び第44期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第44期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、6,000,000 円を第44期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 44 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
=1,200,000 円

第 44 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
=1,200,000 円

第 44 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
=1,200,000 円

第 44 期有価証券報告書に係る課徴金の額は
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$
=2,400,000 円

となる。

表の番号 10、同 11、同 12 及び同 13 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 45 期事業年度（令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 45 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（令和 5 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 45 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和 5 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 45 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 45 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第 45 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。）は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 45 期第 1 四半期報告書	198,978 円
第 45 期第 2 四半期報告書	200,236 円
第 45 期第 3 四半期報告書	199,566 円
第 45 期有価証券報告書	204,324 円

が、いずれも

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 45 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 45 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 45 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 45 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 45 期第 1 四半期報告書、第 45 期第 2 四半期報告書、第 45 期第 3 四半期報告書及び第 45 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 45 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を第 45 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 45 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 45 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 45 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 45 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 14 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 46 期事業年度（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで）に係る四半期報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 197,943 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。